

警備員規範

1

適正な警備業務を通じた警備業の信頼の確保

警備業の基盤・根幹をなすものは、適正な警備業務を通じて積み上げるお客様や社会からの信頼である。

そのため、警備員は、自己の日常の業務がお客様の安全・安心はもとより、社会公共の安全・安心に寄与していることを自覚し、誇りをもち、警備業法等諸法令を遵守するとともに、適正かつ誠実に警備業務を遂行しなければならない。

2

倫理観の醸成及び人権の尊重

警備員は、警備業が生活安全産業として果たすべき使命から、高い倫理観を求められていることを真摯に受け止め、安全・安心の担い手になるよう努めなければならない。

また、警備員は、業務の実施に当たっては、憲法に保障されている基本的人権を尊重し、いかなる人に対しても、人権の侵害、名誉の毀損がないように心掛けなければならない。

3

厳正なサービス及びサービス上の義務の遵守

警備員は、端正な服装、礼儀正しい言動、親切な対応で業務を行うとともに、就業規則等に規定するサービス上の義務を果たし、職務上の命令には忠実に従わなければならない。

4

誇りと使命感の保持等

警備員は、警備のプロとしての誇りと使命感を持ち、心身の鍛錬に努め、清廉、堅実かつ健康な生活態度を保持しなければならない。

5

個人情報等の保護

警備員は、業務に関して知り得たお客様の個人情報、企業情報等を、みだりに他人に漏らしてはならない。退職後といえども同様である。



一般社団法人 全国警備業協会